

第4章 農業経営の推進



左上：

経営所得安定対策における畑作物
直接支払交付金（ゲタ対策）の交付
対象のそばほ場（宮古島市）

右上：

中部農林高等学校（園芸科学科：
2年生）の生徒が農業女子PJメン
バーの農場を見学した様子（豊見城
市）

左下：

農地中間管理機構から農地を借り
受けて、高糖度トマトの施設栽培を
行う（株）南九州クボタの取組
（糸満市）

右下：

特定地域経営支援対策事業で整備
した農産物販売施設のくがに市場
（南風原町）
写真提供：沖縄県

第1節 農地の集積・集約化に向けた農地中間管理事業等の推進

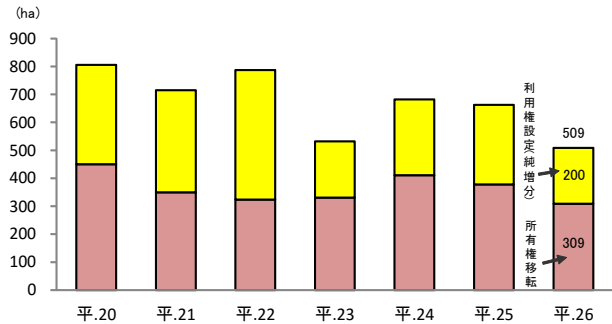
(1) 農地流動化、担い手への農地の集積状況と対策

① 農地流動化の状況

沖縄県における平成26年の農地の権利移動面積（流動化面積）は、利用権の設定（純増分）と所有権移転の面積を合わせて509haとなっています（図IV-1）。

農地面積に対する権利移動面積の割合は、全国の2.4%に対し、沖縄県では1.3%と低い状況にあります。

図IV-1 農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転

注2：利用権設定（純増分）＝利用権設定－利用権の更新分－賃貸借の解約等

【参考】

- ・ 全国の耕地面積 4,518,000ha(①)、権利移動面積 107,558ha(②)、 $\frac{②}{①} \times 100 = 2.4\%$
 - ・ 沖縄県の耕地面積 38,700ha(①)、権利移動面積 509ha(②)、 $\frac{②}{①} \times 100 = 1.3\%$
- 資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農地の移動と転用」
注：耕地面積は平成26年7月15日現在、権利移動面積は平成26年の合計。

② 担い手への農地の集積状況

農地面積に占める担い手の利用面積（平成29年3月末現在）の割合は、全国の54.0%に対し、沖縄県では34.4%と低い状況にあります。

【参考】

- ・ 全国の耕地面積 4,471,000ha(①)、担い手の利用面積 2,413,390ha(②)、 $\frac{②}{①} \times 100 = 54.0\%$
 - ・ 沖縄県の耕地面積 38,200ha(①)、担い手の利用面積 13,159ha(②)、 $\frac{②}{①} \times 100 = 34.4\%$
- 資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ
注：耕地面積は平成28年7月15日現在、担い手の利用面積は平成29年3月末現在。

③ 担い手への農地集積・集約化の必要性、機構の創設等

農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があることから、平成26年3月に公的な農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、沖縄県では、平成26年3月に公益財団法人沖縄県農業振興公社が農地中間管理機構（以下「機構」という。）に指定されています。

機構は、地域内の分散錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることとしています。

この機構への農地の出し手に対する支援として、平成25年度から機構にまとまった農地を貸し付けた地域や農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付する支援策が設けられました（表IV-1）。

表Ⅳ－１ 農地中間管理機構への農地の出し手に対する支援「機構集積協力金」

○地域に対する支援

「地域集積協力金」

・地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域でまとまって機構に農地を貸し付けた場合、貸付割合に応じて、当該地域に協力金を交付。

○機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手に対する支援

「経営転換協力金」

・機構に農地を貸し付けて経営転換又はリタイア等する農業者に対して協力金を交付。

「耕作者集積協力金」

・機構の借受農地に隣接する農地等を機構に貸し付けた農業者に対して協力金を交付。

※ 平成28年度より、地域集積協力金及び経営転換協力金に係る交付単価区分は、都道府県の判断により変更することが可能となったほか、他の要件を追加することも可能となった。

（２）農地中間管理機構推進チームの設置と農地中間管理事業の実績

沖縄県における農地中間管理機構制度の円滑かつ効率的な運営を推進することを目的として、平成25年8月に沖縄総合事務局が運営事務局となり、沖縄県、機構、農業会議による沖縄県農地中間管理機構推進チーム（以下「推進チーム」という。）を設置し、農地中間管理事業の推進活動を実施しています。また、市町村段階においても、機構、市町村、農業委員会及び土地改良区等の担当者による会合が定期的開催され、該当市町村における集積可能面積の把握、農地流動化の進捗状況の管理等を実施しています。

① 平成28年度の推進チームの活動状況

農地中間管理制度への理解醸成及び農地の流動化対策の推進を図るため、以下の活動を実施しました。

ア 市町村、農業委員会等を対象とした説明会及び機構の現地駐在員等に対する研修会等の実施

イ 6月から7月にかけて「農地中間管理事業キャラバン」を実施し、市町村長等関係機関の長や集落の代表者に対する制度の説明及び農地の流動化対策への協力依頼を実施

ウ 事業推進には地域毎に温度差があることから、事業実施地区の中で先行的な事例の横展開を実施

農地中間管理機構市町村キャラバン（与那国町）

【与那国町役場会議室（H28.6.24）】



② 農地中間管理事業の実績

機構は、地域の意欲ある担い手への農地集積を円滑に実施するため、年間を通して農地の受け手の公募を行っているところです。平成29年3月末までの借受希望者募集の結果、借受希望者は延べ1,308人、借受希望面積が延べ1,654haとなっています。一方、機構への農地の出し手の面積は253ha、そのうち機構から担い手農家への賃貸借設定面積は204haと、借受面積及び転貸面積ともに着実に実績を伸ばしていますが、借受希望者のニーズに応え切れず、一層の農地集積に向けて本事業の活用促進を図っていく必要があります。

(3) 「人・農地プラン」の取組状況と支援策

① 「人・農地プラン」の取組状況

各地域の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

これらの問題解決のため、平成24年度から市町村において、集落・地域での話し合いによって「人・農地プラン」が作成されています。

本プランは、Ⅰ. 今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、Ⅱ. その中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、Ⅲ. 中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業の在り方などを決めていくものです。

「人・農地プラン」は、地域の状況変化を踏まえながら、毎年話し合いを続けて定期的に見直されることが大切であり、また、プランに沿って、機構の活用による農地集積や新規就農者への給付金等の支援により担い手の育成に努めていく必要があります。

沖縄県では、農業振興地域のある全36市町村のうち農地が少ない離島の1村を除く35市町村において「人・農地プラン」を作成することとしており、平成29年3月末までに32市町村内の85地域においてプランが作成されています。また、平成28年度の実績として、プランの見直しが56地域で行われています。

② 経営改善への支援

「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた認定農業者及び機構から農用地等を借り受けた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減しています（表Ⅳ－2）。

表Ⅳ－2 金利負担軽減措置の概要

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等がスーパーL資金を借りる際に、貸付当初の5年間について、実質無利子化

※ スーパーL資金の概要

認定農業者に対して、沖縄振興開発金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

[資金使途]	農地取得を含む・施設整備、長期運転資金等	[借入金利]	0.16%～0.30%（平成29年6月19日現在）
[借入限度額]	個人 3億円（複数部門等は6億円） 法人 10億円（常時従事者数に応じ20億円）	[償還期限]	25年以内（うち据置期間10年以内）

③ 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、各ブロックで行う説明会等において「人・農地プラン」の見直しの必要性について説明するとともに、地域における話し合いの場に同席するなど、施策の推進を図っています。

今後、市町村等と調整し、「人・農地プラン」等の集落検討会や、JA生産部会の場に、機構の現地駐在員や農地調整員とともに出向き、農地中間管理機構事業の周知・普及活動に取り組んでいくこととしています。

地域における話し合いの様子（宮古島市福北地区）



第2節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

(1) 認定農業者の動向

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した計画を作成し、市町村がその計画を認定する制度です。認定農業者は、自ら効率的かつ安定的な農業経営を目指す者であるとともに、地域の担い手として期待されており、低利融資や税制特例等の支援の対象となります。

沖縄県においては、1,548経営体が認定を受けています。市町村別にみると、石垣市が最も多く、次いで宮古島市、竹富町、糸満市、八重瀬町の順となっています(表IV-3)。

また、営農類型別に見ると、上位5位の営農類型は「肉用牛」、「さとうきび」、「野菜」、「花き」、「果樹」の単一経営となっており、この5類型で全体の6割強を占めています(表IV-4)。

表IV-3 市町村別認定農業者数(平成28年3月末現在)

	市町村	認定農業者数		市町村	認定農業者数
1	石垣市	272	6	うるま市	96
2	宮古島市	136	7	南大東村	87
3	竹富町	125	8	南城市	81
4	糸満市	115	9	伊江村	72
5	八重瀬町	99	10	宜野座村	48

資料：農業経営改善計画の認定状況(沖縄県農林水産部調べ)

表IV-4 営農類型別認定農業者数(平成28年3月末現在)

営農類型		認定数		全認定農業者に占める割合(%)
			うち法人	
単一経営	さとうきび	195	16	12.6%
	野菜	178	25	11.5%
	花き	176	7	11.4%
	果樹	112	29	7.2%
	肉用牛	294	32	19.0%
	葉たばこ	73	0	4.7%
	その他	254	88	16.4%
	小計	1,282	197	82.8%
複合経営	さとうきび+その他	87	3	5.6%
	その他	179	24	11.6%
	小計	266	27	17.2%
合計		1,548	224	100.0%

資料：農業経営改善計画の営農類型別認定状況(沖縄県農林水産部調べ)

＜「新たな農業経営指標」の活用＞

農林水産省では、農業者が経営の改善や発展のために活用できる、比較的簡易な指標として、「新たな農業経営指標」を作成・公表しています。これは、農業者が自ら ①経営改善の取組状況をチェックリストで確認するとともに、②経営データを記入して経営の現状と目標を把握し、③指標による評価結果シートを作成することにより、経営状況を評価し、経営の改善に役立ててもらえるものです。

特に、認定農業者については、農業経営改善計画を着実に進めてもらうため、本指標を活用したフォローアップを中間年（3年目）及び最終年（5年目）に行うこととされています。

沖縄総合事務局においても、本指標の活用に向けて、市町村担当者等への周知等、普及・推進に取り組んでいるところです。



※本指標は以下のHPで御覧いただけます。

<https://shihyo.maff.go.jp>

【農林水産省HP-組織・政策-経営局-新たな農業経営指標】

（２）農業経営の法人化

農業経営の法人化は、農業者の減少・高齢化が進む中で、①簿記記帳による家計と経営の分離、②経営管理能力の向上、③対外的な信用力の向上、④新規就農者の受入れの円滑化、⑤経営継承の円滑化等のメリットを有しており、経営者としての意識改革の醸成及び経営体質の強化を図っていく上で有効な手段です。

沖縄県における農地所有適格法人数は、平成元年は50法人でしたが、その後着実に増加しており、平成28年1月現在で416法人となっています。

形態別にみると、株式会社（特例有限会社を含む。）340、農事組合法人42、合名会社1、合資会社6、合同会社27で、株式会社が8割を占めています。また、品目別では果樹が134と最も多く、次いで畜産、野菜、工芸作物の順となっています（表Ⅳ－５）。

表Ⅳ－５
農地所有適格法人の内訳（形態別、品目別）
（平成28年1月現在）

区分	株式会社 (特例有限会社を含む。)	農事 組合 法人	合名 会社	合資 会社	合同 会社	合計
果樹	108	12	1	4	9	134
畜産	73	4	0	1	1	79
工芸作物	50	14	0	0	5	69
野菜	54	8	0	1	9	72
花き・花木	17	3	0	0	3	23
その他	38	1	0	0	0	39
合計	340	42	1	6	27	416

資料：農地法の施行状況等に関する調査（農林水産省経営局調べ）

注：工芸作物とは油脂、甘味料、繊維、葉などの原料に供する目的で栽培される植物で、サトウキビ、タバコ等のことを言う。

(3) 農村女性の社会参画の動向

平成27年における農村女性は、我が国の農業就業人口の約5割（沖縄は4割弱）、基幹的農業従事者の約4割（沖縄は3割強）を占め、地域農業の振興や6次産業化の担い手として重要な役割を果たしています。

一方、農業委員・農協役員といった指導的地位に占める女性の割合は、全国と同様に沖縄県においても、いずれも約7%（平成27年）^{*1}と低いため、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める必要があります。

沖縄総合事務局では、女性農業者の経営発展に向けた取組への支援や、女性登用の低い農業委員会等の関係機関に対し、委員等への女性登用について理解促進を図っていきます。

<農業女子プロジェクトメンバーが農業高校の生徒に農業の魅力を講演>

平成28年10月25日の北部農林高校での講演会を皮切りに、11月15日には南部農林高校、12月13日には中部農林高校において、将来、地域農業の担い手と期待される農業高校等の生徒に対し、魅力ある農業への関心を深めてもらい、就農意欲の増進を図る取組として「活躍する農業女子による農業の魅力と可能性を伝える講演会」を開催しました。

講演会では、農業女子プロジェクトメンバーである上里さゆりさん、女性農業士である照屋和江さん、玉寄勢安子さんの3人の「農業女子」が、就農するまでの経緯を紹介するとともに、地域農業との関わり方の重要性、また、女性ならではの視点を活かした商品開発やきめ細かい農作業などについてお話していただきました。

参加された生徒の皆さんからは、「農業を自営としていく上で必要な知識が得られた」、「女性でも農業は楽しくできると感じた」など、多くの感想をいただきました。また、約8割の方から農業を職業の選択肢の1つとして考えてみたいとの回答があり、多くの参加者に農業の魅力を感じていただきました。



農業女子による講演の様子
参加生徒：62名
（北部農林高校）



グループでの意見交換の様子
参加生徒：54名
（中部農林高校）



講演終了後、質疑応答の様子
参加生徒：49名
（南部農林高校）

*1 農業委員は、農林水産省「平成27年度農業委員への女性の参画状況」、農協役員は、JAおきなわ「デイスクロージャー誌」を参照。

(4) 農業制度金融の動向

農業制度金融は、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、経営感覚に優れた経営体や担い手の育成・確保、経営規模の拡大による生産性の向上及び災害による被害からの経営再建等を図るため、重要な役割を果たしています(表IV-6、7)。

沖縄総合事務局では、農業者に対する農業近代化資金、沖縄振興開発金融公庫資金(スーパーL資金、農業改良資金等)、農業信用保証保険制度等の農業者への普及・広報を継続して行っています。

このうち、スーパーL資金については、平成24年度から、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者への金利負担軽減措置が講じられています。また、青年就農者に対する融資制度(無利子資金)については、平成26年度から国・県資金から沖縄振興開発金融公庫資金に切り替えることにより、就農段階から経営発展段階まで公庫が一貫して融資する制度が開始されています。

表IV-6 農業制度資金の貸付実績の推移

区分	(単位：百万円)					
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
農業近代化資金	193	256	341	341	419	390
沖縄振興開発金融公庫資金	3,103	785	2,447	3,041	2,831	1,769
うちスーパーL資金	550	352	1,707	2,217	2,346	1,195
うち農業改良資金	64	25	-	53	-	-
うち青年等就農資金	22	35	9	37	90	174
合計	3,296	1,041	2,788	3,382	3,250	2,159

資料：沖縄県農林水産部及び沖縄振興開発金融公庫調べ



注1：農業近代化資金については、利子補給承認実績

注2：農業改良資金は、平成22年10月より貸付主体を沖縄県から沖縄振興開発金融公庫に移管。平成22年9月以前の貸付実績も公庫資金に加算

注3：青年等就農資金は、平成26年度より貸付主体を沖縄県から沖縄振興開発金融公庫に移管。平成25年度以前の貸付実績も公庫資金に加算

注4：沖縄振興開発金融公庫資金には、他に農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金等がある。

表IV-7 農業制度資金の概要

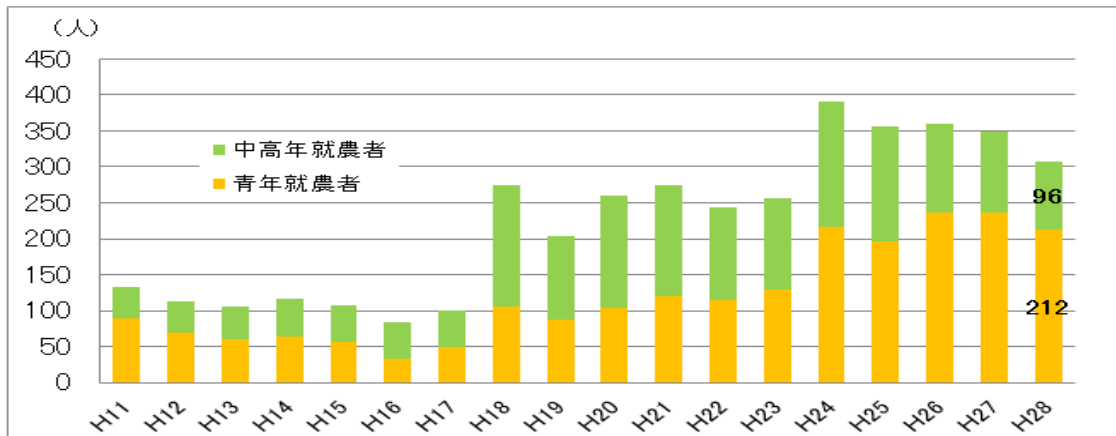
農業制度資金名	農業制度資金の内容	
農業近代化資金	農業者が農協等民間金融機関から資金を借入れる際、県が利子補給することにより農機具、農業用施設、長期運転資金等の中長期資金を低利で融資する最も一般的な農業制度資金。	 導入した花き選別施設
沖縄振興開発金融公庫資金	(スーパーL資金) 農業用施設、機械、農地等の取得に利用できる長期・低利の資金。 ----- (農業改良資金) 新たな農業部門や加工事業の経営の開始、農畜産物及びその加工品の新たな生産方式や販売方式の導入など、チャレンジ性のある取組を行う農業者等を支援する無利子の資金。 ----- (青年等就農資金) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な長期・無利子の資金。	 スーパーL資金で整備された温室

第3節 新規就農者の確保

(1) 新規就農者の動向

新たに就農した農業者は増加傾向で推移し、平成28年は308人となりました。その中でも45歳未満の青年就農者は新規就農者全体の約3分の2（69%）を占めています（図IV-2）。

図IV-2 新規就農者数の推移（沖縄県）



資料：沖縄県「沖縄県青年農業者等実態調査結果の概要」

注：青年就農者数は、平成25年までは40歳未満、平成26年以降は45歳未満、

中高年就農者数は、平成25年までは40歳以上65歳未満、平成26年以降は45歳以上65歳未満。

(2) 新規就農者への支援

持続的で力強い農業構造を構築するためには、青年層の新規就農者を安定的に確保していく必要があります。国では、青年新規就農者の倍増に向けて以下の施策を展開しています。

① 青年就農給付金事業

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、「準備型」として就農前の研修期間（2年以内）の生活安定に、「経営開始型」として就農直後（5年以内）の経営確立に資する資金を交付します。（表IV-8）。

表IV-8 青年就農給付金の内容

I 準備型
県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について以下の金額を県を通じて給付 [給付金額] 150万円/年（最長2年間）
II 経営開始型
人・農地プランに位置付けられている（又は位置付けられると見込まれる）原則45歳未満の独立・自営就農者について、農業を開始してからの一定期間、以下の金額を市町村を通じて給付 [給付金額] 年間最大150万円（最長5年間）

② 農の雇用事業

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が雇用した新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援する（2年以内）とともに、雇用した新規就業者の新たな農業法人の設立・独立に向けた研修を支援しています（4年以内）。（表IV-9）。

表Ⅳ－９ 農の雇用事業の内容

- ・法人に就職した青年に対する研修経費として助成
(助成額：最大120万円／年／人(最長2年間))
- ・雇用した新規就業者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成
(助成額：最大120万円／年／人(最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円))

③ 農業経営確立支援事業

優れた経営感覚を備えた農業者の育成支援と新規就農者の裾野拡大のため、農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出等を支援します。

④ 青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付けています。

⑤ 新規就農者への支援実績

平成27年度の青年就農給付金給付実績は、準備型45人(うち27年度新規27人)、経営開始型449人(うち27年度新規92人)、農の雇用事業による支援実績は112人、青年等就農資金貸付は16件9,000万円となっています。

(3) 沖縄総合事務局の取組

平成28年8月に南部農林高校で開催された全国高等学校農場協会九州支部大会(沖縄開催)において、新規就農に関する農林水産省の施策について紹介しました。

また、新規就農者の確保に向けては、県と連携して、農業次世代人材投資事業(準備型)の交付対象者となる可能性が高い学生が多数を占める県立農業大学校において、学生・父母を対象とした説明会を平成29年4月に開催しました。

第4節 経営所得安定対策の推進

(1) 経営所得安定対策の概要

我が国の農業を発展させ、食料を安定的に供給していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要です。

こうした観点から、平成25年に経営所得安定対策の見直しを行い、平成26年6月に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律」が成立しました。さらに平成27年産からは、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、新たな対象要件で実施しています（図IV-3）。

図IV-3 経営所得安定対策等の見直しの概要

	〈関連制度〉	〈制度見直しのポイントと26～29年度予算〉※29年度は概算決定額
経営所得安定対策の見直し	畑作物の直接支払交付金（ゲタ） 【H25: 2,123億円】	26年産は予算措置で、全ての販売農家・集落営農を対象に実施 【H26: 2,093億円】 新しい対象者要件で実施（認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、規模要件は課さない） 【H27: 2,072億円】【H28: 1,948億円】【H29: 1,950億円】
	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ） 【H25: 722億円（H24年産分）】	26年産は認定農業者及び集落営農（規模要件あり）で実施（別途、ナラシの非加入者に対する収入減少影響緩和対策を実施） 【H26: 749億円（H25年産分）】 新しい対象者要件で実施（認定農業者、集落営農及び認定新規就農者とし、規模要件は課さない） 【H27: 801億円（H26年産分）】【H28: 753億円（H27年産分）】【H29: 746億円（H28年産分）】
	米の直接支払交付金（1.5万円/10a） 【H25: 1,613億円】	・26年産米から単価を7,500円/10aに削減 【H26: 806億円】 ・29年産米までの時限措置（30年産から廃止） 【H27: 760億円】【H28: 723億円】【H29: 714億円】
	米価変動補填交付金 【H25: 84億円（H24年産分）】	26年産から廃止 【H26: 200億円（H25年産分）】
水田フル活用と米政策の見直し	水田活用の直接支払交付金 【H25: 2,517億円】	・26年産から飼料用米等への数量払いの導入（上限値10.5万円/10a） ・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充 【H26: 2,770億円】【H27: 2,770億円、補正: 160億円】【H28: 3,078億円、補正: 144億円】【H29: 3,150億円】
	米政策	水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

資料：農林水産省作成

具体的には、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする「認定農業者」、将来的に法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」に加えて、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定新規就農者」も対象とし、意欲と能力のある「担い手」の経営安定を図ることとしました。

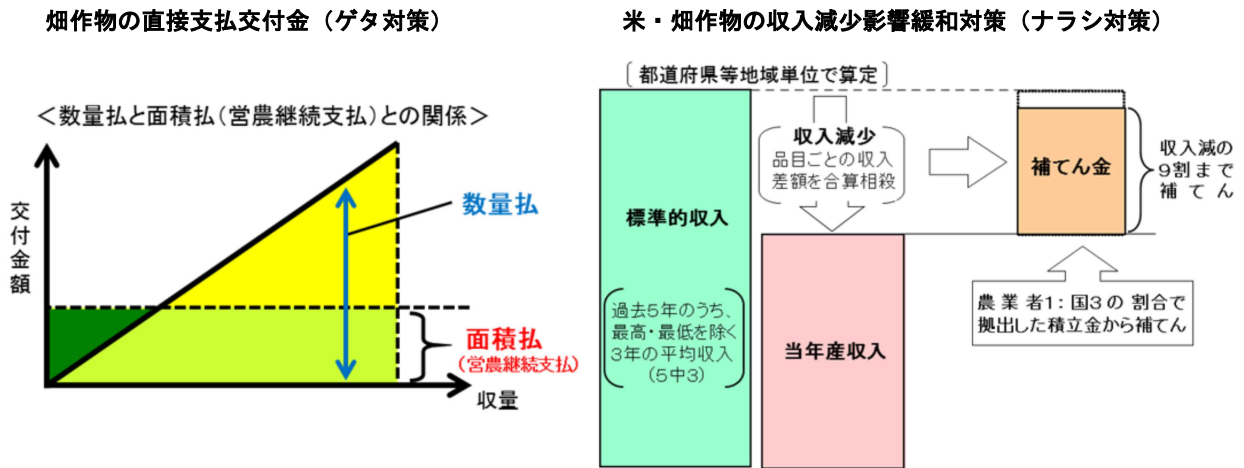
また、従来 of 面積規模要件については、小規模であっても、収益性の高い作物との複合経営や6次産業化により所得を向上していこうとする農業者もいることから、担い手であれば、規模要件は課されないこととなりました。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）は、諸外国との生産条件から生じる不利

がある麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを生産する農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付するものです。

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）は、米・畑作物の収入変動に対するセーフティネットとして、農業者の拠出を前提に、収入減少の9割を補てんするものです（図IV-4）。

図IV-4 経営所得安定対策の概要



（2）経営所得安定対策の交付状況（平成28年度）

① 沖縄における交付金の支払状況

沖縄総合事務局においては、平成29年3月までに米の直接支払交付金約52百万円（前年比7%減）、水田活用の直接支払交付金約27百万円（前年同）、畑作物の直接支払交付金約6.8百万円（同119%増）、総額約86百万円（同1%増）を交付しました。

このほか、平成27年産米については、米価下落等により当年産の販売収入が標準的収入を下回ったため、収入差額の9割を補てんする収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）約4百万円（同2%減）を交付しました。

② 沖縄における交付件数の状況（表IV-10）

沖縄県における平成28年度の交付件数は667件（前年度710件）^{*1}となりました。

このうち、米の直接支払交付金には378戸の稲作農家が交付対象となりました。

水田活用の直接支払交付金では、国が戦略作物として位置付けた飼料作物のほか、県内の各地域で重要な地位を占める作物として県が指定した田芋、い草、クレソン、オクラレルカ（アヤメ科の一種）等の作物の生産に対して交付しました。

*1 1戸の農家が複数の交付金に加入申請した場合は、1件として計上。

表Ⅳ－10 経営所得安定対策制度の交付件数・面積・数量（平成28年度）

交付実績－1

交付金名	件数	面積・数量	交付対象農業者のいる市町村
合 計	667 (710)	950ha (1,017ha)	
米の直接支払交付金	378 (405)	691ha (741ha)	国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、金武町、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、石垣市、竹富町、与那国町
水田活用の直接支払交付金	329 (351)	260ha (276ha)	国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、金武町、伊平屋村、伊是名村、うるま市、宜野湾市、南城市、久米島町
戦略作物 飼料作物		20ha (20ha)	
戦略作物 WCS用稲		0 (0)	
戦略作物 その他		0 (0)	
産地交付金		239ha (256ha)	
畑作物の直接支払交付金 (そば)	3 (3)	24t (11t)	大宜味村、宮古島市

交付実績－2

交付金名	件数	数量	交付対象農業者のいる市町村
米の収入減少影響緩和対策 (ナラシ対策)	90 (18)	766t (270t)	名護市、伊平屋村、伊是名村、石垣市、竹富町、与那国町

注1: ()内は平成27年度の実績

注2: 米の収入減少影響緩和対策は平成27年産米を対象としているため、交付実績－1とは別に表示

(3) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、平成28年度において、経営所得安定対策の交付金支払等の円滑な実施や更なる加入の促進を図るため、農林水産部の経営所得安定対策推進チームを中心として、以下の取組を行いました。

① 担当者会議における制度の説明

県主催の市町村担当者会議において、制度の説明を行うとともに、交付手続等について関係機関間で情報共有を図りました。

② 定期点検調査の実施

交付金を適正かつ円滑に交付するため、市町村の協力の下、現地調査を行い、申請内容を確認しました。

担当者会議の状況



第5節 農業協同組合の動向

(1) 農協組織の動向

沖縄県では、昭和47年の復帰当時、総合農協が74ありましたが、財政基盤が脆弱であったことから、合併が進められてきました。その後、平成14年に農水産業協同組合貯金保険機構等の支援を受けて、当時の27農協が合併(与那国町農協は解散)して、沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)が誕生しました。

JAおきなわは、平成17年に沖縄県信用農業協同組合連合会及び沖縄県経済農業協同組合連合会を包括承継し、全国で2例目の1県1JA体制を整えました。

なお、県内には総合農協以外にも3つの専門農協と、これら農協の経営相談・監査等を行う沖縄県農業協同組合中央会があります(表IV-11、12)。

表IV-11 総合農協及び専門農協数の推移

区分	昭.47	50	55	60	平.元	4	6	8	14	15	17	27年
総合農協	74	71	60	59	57	51	31	28	1	1	1	1
専門農協	5	6	6	7	6	6	6	5	5	4	3	3

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：「総合農協」とは、信用、共済、販売等の事業を総合的に行う農協。「専門農協」とは、信用事業を行わない農協。農協数は、各年度末の現在数。

(2) JAおきなわ及び専門農協の概要

JAおきなわは、組合員等の利便を図るため、組合員に対する営農指導や、組合員の生産する農畜産物の受託販売のほか、肥料・農薬等の生産資材の供給、貯金の受入れ、営農・生活資金の貸付け、生命共済等の引受け等を総合的に行っています。

組合員数^{*1}については、農家数の減少を背景に正組合員は減少しているものの、地域の農協事業利用者に対する組合加入促進運動等によって、准組合員が増加しており、全体としては増加傾向で推移しています(表IV-13)。

表IV-13 JAおきなわ組合員数の推移

(単位：人)

区分	平26年度	27年度	28年度
正組合員	50,843	50,315	49,734
准組合員	78,785	82,597	86,988
合計	129,628	132,912	136,722

資料：JAおきなわ「通常総代会資料」

表IV-12 専門農協の概要

名称	沖縄県花卉園芸農業協同組合	沖縄県酪農農業協同組合	沖縄県養鶏農業協同組合
設立年	昭和56年9月	昭和49年2月	昭和45年6月
組合員数	767人(うち正組合員641人) (平成29年3月末現在)	78人(うち正組合員77人) (平成29年3月末現在)	69人(うち正組合員62人) (平成29年3月末現在)
主な事業	花き類生産・販売 生産資材販売 等	生乳受託販売 生産資材販売 等	鶏卵受託販売 生産資材販売 等
	 いなんせ 浦添市 伊奈武瀬	 ともよせ 八重瀬町 友寄	 かわた うるまし市 川田

*1 農協の組合員は、総会での議決権や役員選挙権を持ち、組合運営に参画する自ら農業を営む正会員と、議決権等は持たないが、一定の出資金を支払い農協事業を利用する准組合員で構成されている。

(3) 農協改革の推進

現在、政府では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月閣議決定、平成26年6月及び平成28年11月改訂）に基づく農政改革を進めていますが、政策面の見直しと併せて、農業者をはじめとする経済主体が、政策も活用しながら自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠です。

このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が平成28年4月に施行されました(図IV-5)。

農協改革については、農協が、農業者の協同組織であるという原点に立ち返って、正組合員である農業者、特に地域農業をリードする担い手農業者と手を携えて、農業所得の向上に全力を挙げてもらうことを目的としています。

そのためには、農業者と農協の役員が徹底的に話し合っ、例えば、農産物の販売をどのようなやり方で行っていくのかなどを検討し、それを実践していただくことが重要であり、自主的な改革が進められています。

図IV-5 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の概要
(平成27年法律第63号) 平成27年9月4日公布 平成28年4月1日施行

趣旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要がある。このため、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しを実施する。

改正の概要

<div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 農業協同組合法の改正 </div> <p>◎ 地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする</p> <p>【経営目的の明確化】(第7条) * 農業所得の増大に最大限配慮するとともに、的確な事業活動で高い収益性を実現し、農業者等への事業利用分量配当などに努めることを規定する</p> <p>【農業者に選ばれる農協の徹底】(第10条の2) * 農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する</p> <p>【責任ある経営体制】(第30条第12項) * 理事の過半数を原則として認定農業者や農産物の販売等に実践的能力を有する者とするを定めることを規定する</p> <p>【地域住民へのサービス提供】(第4章第1節から第3節まで) * 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く</p> <p>◎ 連合会・中央会が、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートする</p> <p>【全農】(第4章第1節) * 全農がその選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く</p> <p>【都道府県中央会】(附則第12条から第20条まで) * 経営相談・監査・意見の代表・総合調整などを行う農協連合会に移行する</p> <p>【全国中央会】(附則第21条から第26条まで/第37条の2) * 組合の意見の代表・総合調整などを行う一般社団法人に移行する。また、農協に対する全中監査の義務付けは廃止し、代わって公認会計士監査を義務付ける</p>	<div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 農業委員会等に関する法律の改正 </div> <p>農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を促進するための改正を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更(第8条) ◆ 農地利用最適化推進委員の新設(第17条) ◆ 農業委員会をサポートするため、都道府県段階及び全国段階に、農業委員会ネットワーク機構を指定(第42条)
<div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 農地法の改正 </div> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農業生産法人要件(議決権要件、役員の農作業従事要件)を見直す(第2条第3項) 	

効果

- 地域の農協が、地域の農業者と力を合わせて農産物の有利販売等に創意工夫を活かして積極的に取り組めるようになる
- 農業委員会が、農地利用の最適化をより良く果たせるようになる
- 担い手である農業生産法人の経営の発展に資する

資料：農林水産省作成

